

意見書案第 20 号

安全保障関連法案の強行採決に抗議し、法の廃止を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月22日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

森 あや子

田中 しんすけ

池田 良子

倉元 達朗

落石 俊則

中山 郁美

田中 丈太郎

安全保障関連法案の強行採決に抗議し、法の廃止を求める意見書

去る9月19日、国会において安全保障関連法が成立しました。

これは、集団的自衛権の行使を可能とする昨年7月の閣議決定を受けたものであり、国際平和協力法（PKO協力法）、武力攻撃事態対処法など既存の10本の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と新法の国際平和支援法から成っています。

この法律は、国会審議を通じて憲法に違反することが明白となりました。戦闘地域における兵たん活動、戦乱が続く地域における治安維持活動及び核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できる後方支援活動は、憲法が禁じる武力行使そのものです。圧倒的多数の憲法学者や、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が、安全保障関連法案を「違憲」と断じたことは極めて重大です。

各種世論調査においても、審議が進むにつれて、安全保障関連法案に「反対」との声が国民の間に広がり、「今国会で成立させるべきではない」との意見が6割を超え、「政府の説明が不十分」との意見が8割を超える調査結果もあるなど、同法案に対する国民の理解が得られていないことを示すものでした。

国会審議の中では、自衛隊の内部文書の存在も明らかになり、そこでは、「軍軍間の調整所の設置」や「南スーダンのPKO活動での駆けつけ警護の実施」など、戦争法ともいえるべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が、国会や国民に示されないまま図られていたことは極めて重大な事態です。

このように、憲法の根幹に関わる法律が十分に審議されることなく成立したことは極めて遺憾です。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の措置を講ぜられるよう強く要請します。

- 1 憲法違反の安全保障関連法を廃止すること。
- 2 集団的自衛権の行使を容認した昨年7月の閣議決定を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、
内閣官房長官 宛て

議 長 名